

証券コード 4378
2026年1月9日
(電子提供措置の開始日：2026年1月7日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目21-19
株式会社CINC
代表取締役社長 石松友典

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.cinc-j.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「CINC」又は証券「コード」に「4378」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年1月28日（水曜日）18時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月29日(木曜日) 14時00分(受付開始:13時30分)
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目21-19 東急虎ノ門ビル6F
株式会社CINC 本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項 議 案 取締役3名選任の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、あらかじめご了承ください。
 4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知1頁に記載の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
以下の事項につきましては、法令及び定款第14条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ④ 計算書類の個別注記表

例年、株主様宛に株主総会終了後に決議の結果を記載した決議通知をお送りしていましたが、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.cinc-j.co.jp/ir/meeting/>)に掲載させていただきます。

<インターネットによる事前質問の受付につきまして>

本株主総会における目的事項に関するご質問について、下記記載のフォームより事前受付を予定しておりますのでご利用ください。いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、議長の判断により、株主総会当日に説明させていただきます。

フォームURL (<https://forms.gle/UAWuY7puGNat8uJV6>)

フォームQRコード



方法 フォームにて株主名・株主番号・ご質問の登録をお願いいたします。
締切 2026年1月28日（水曜日） 18時30分

事業報告

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年11月1日から2025年10月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加に支えられ、緩やかな回復基調を維持しているものの、円安の長期化による物価上昇等により、個人消費は依然として抑制傾向が続いております。また、米国の関税政策など主要経済圏における政策動向や、金融環境の不安定化、地政学的なリスクの高まり等の先行き不透明感が、わが国経済を下押しするリスクとなっており、今後の情勢を注視していく必要があります。

当社グループが展開するサービスを取り巻く環境は、インターネット、スマートフォン、SNSの普及によりデジタルチャネルでの購買が一般化してきたこと、企業のマーケティング活動のデジタルシフトが続いていることから、当社グループが事業を展開するDXコンサルティングや「Keywordmap」等のデジタルマーケティングを支援するサービスへの需要は引き続き拡大傾向にあります。また、生成AIの進化を含む新技術の普及が進むなど、劇的な変化が起きています。

このような経営環境のもと、当連結会計年度の売上高は1,824,903千円、売上総利益は1,158,092千円となりました。利益面につきましては、ソリューション事業においては営業利益を確保したものの、アナリティクス事業における新規案件の獲得が鈍化したことに加え、M&A仲介事業における広告宣伝費、人材投資がそれを上回ったため、営業損失は112,744千円、経常損失は106,893千円、親会社株主に帰属する当期純損失は152,586千円となりました。

事業ごとの売上高及びセグメント損益は以下のとおりになります。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

(ソリューション事業)

ソリューション事業においては、顧客のマーケティング業務の実行支援が進捗しました。また利用の少ない機能の廃止やデータベース処理の改善を行った結果、サーバー費が減少しました。

「Keywordmap」においては、Google検索のAI Overviewsに関する表示状況や参照元URLを可視化する新機能「AIO (AI Overviews) 出現レポート」をリリースしました。また、公開済みの記事を書きなおす際に、AIが分析を行い、改善提案をするAIリライト機能の開発が進捗しました。

一方、営業人員の不足により、新規案件の獲得は鈍化しました。カスタマーサクセスチームに関しては、人員の減少により解約案件が増加しましたが、外部人材の活用と新規人材の採用・育成により改善傾向にあります。

以上の結果、当セグメントの売上高は784,956千円、セグメント利益は154,151千円となりました。

(アナリティクス事業)

アナリティクス事業は、マーケティングDXコンサルティングサービスにおいては、大手企業への営業活動とサービス提供の強化により、大手企業との取引が拡大しております。また、生成AIプラットフォームの急速な普及と検索行動の変化を踏まえ、生成AI経由での集客・購買を最大化する「AI検索最適化 (GEO/LLMO) コンサルティングサービス」の提供を開始しました。さらに、生成AIやデータ取得技術を活用した業務効率化のシステム開発を行ったことにより、コンサルタント1人当たりの生産性が向上しました。一方で、営業人員やコンサルタントの不足により、新規案件の獲得が鈍化したことがセグメント損益を押し下げる要因となりました。

エキスパートソーシングサービスにおいては、マーケティングリードの獲得と商談量の増加に伴い、新規取引先へのマーケティング人材の紹介が順調に推移しております。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,066,620千円、セグメント損失は46,318千円となりました。

(M&A仲介事業)

M&A仲介事業は、当連結会計年度については、人材採用による営業体制の強化、広告宣伝、システム開発への投資を積極的に行いました。広告宣伝においては、主にタクシー広告、オウンドメディア、ウェビナーを活用したマーケティング施策に投資をしました。システム開発においては、生成AIを活用したM&A仲介マッチングシステム「CAMM DB(※1)」の機能拡張を行いました。これらの取り組みの結果、売り手、買い手のリード獲得とサーチリストの拡充が進捗したものの、当連結会計年度での成約には至りませんでした。

以上の結果、当セグメントの売上高は一千万円、セグメント損失は220,577千円となりました。

(※1) 「CAMM DB」とは「CINC AI M&A Matching DataBase」の略称

(2) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の様況

当連結会計年度における設備投資の総額は49,719千円となりました。
これは主に「Keywordmap」の開発費用によるものです。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

当社は、2024年8月16日開催の取締役会決議に基づき、新設分割方式による会社分割を実施し、株式会社CINC Capitalを2024年11月1日付で設立しております。

(5) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第9期 2022年10月期	第10期 2023年10月期	第11期 2024年10月期	第12期 (当連結会計年度) 2025年10月期
売上高	－ 千円	－ 千円	－ 千円	1,824,903 千円
経常損失(△)	－ 千円	－ 千円	－ 千円	△106,893 千円
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	－ 千円	－ 千円	－ 千円	△152,586 千円
1株当たり 当期純損失(△)	－ 円	－ 円	－ 円	△49.93 円
総資産	－ 千円	－ 千円	－ 千円	1,380,111 千円
純資産	－ 千円	－ 千円	－ 千円	1,055,758 千円

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第11期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第9期 2022年10月期	第10期 2023年10月期	第11期 2024年10月期	第12期 (当事業年度) 2025年10月期
売上高	1,805,191 千円	1,945,153 千円	1,985,268 千円	1,830,950 千円
経常利益又は 経常損失(△)	291,586 千円	77,911 千円	65,042 千円	△97,073 千円
当期純利益又は 当期純損失(△)	201,390 千円	5,263 千円	51,924 千円	△148,978 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	60.28 円	1.56 円	15.47 円	△48.75 円
総資産	2,025,589 千円	1,840,978 千円	1,910,567 千円	1,376,692 千円
純資産	1,497,948 千円	1,482,356 千円	1,514,942 千円	1,059,366 千円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(9) 対処すべき課題

① 優秀な人材の獲得と育成

当社グループの属するデジタルトランスフォーメーション業界は、AIをはじめとする技術進歩の加速や市場環境の変化が著しく、継続的な競争力の確保に向けては、こうした変化に柔軟に対応し、課題解決力および新たな事業創出に挑戦し続ける人材の確保・育成が引き続き重要な経営課題となっております。

前期においては、人材定着および組織力強化を目的として、給与水準の引き上げ、社内コミュニケーションの強化、ならびにマネジメント人材の育成施策に取り組んでまいりました。その結果、離職率の低減と組織の安定化が一定程度進捗しております。また、事業部に密着した人事体制を整備することで、採用活動の高度化および現場ニーズに即した人材配置の強化を図ってまいりました。

一方で、今後の持続的成長に向けては、AI領域を中心とした事業のさらなる推進と、その取組内容や成果を適切に社外へ発信することにより、当社グループの事業ビジョンや成長性への共感を高め、志望者を惹きつける採用力の強化が引き続き求められております。

あわせて、人材育成の観点では、当社グループの競争優位性の源泉となるAI検索最適化に関するノウハウを組織全体へ浸透させること、ならびに業務プロセス全般におけるAI活用を推進し、生産性および付加価値の向上を図ることが重要な課題となっております。

当社グループは、これらの課題に対応するため、事業成長を支える人材基盤の強化と、AIを活用した付加価値創出に資する人材育成を継続的に推進してまいります。

② 開発体制の強化

日々一刻と変化するデジタルトランスフォーメーション業界において、常に市場から支持される製品・サービスを開発するためには、適時的確に市場のニーズを把握し、迅速に機能開発を行う必要があります。そのためには、各開発メンバーとプロダクトオーナー、事業本部長の連携促進を適切に図り、開発スピードを維持・向上するような開発体制の強化が必要であると認識しております。また、開発部門と顧客やユーザーと接している営業部門がコミュニケーションを密に取ることで迅速に市場のニーズを吸い上げ、市場のニーズを機能開発・サービス開発に反映させてまいります。

③ 新規事業の展開

当社グループは、「マーケティングソリューションで、日本を代表する企業へ」のVision

のもと、継続的な新規事業の開拓と育成が必要と考えております。そのためには社内リソースの活用だけではなく、外部リソースを活用することも重要と考えており、事業提携やM&A等のあらゆる可能性を検討してまいります。

④ 認知度の向上

当社グループは、これまで大規模な広告宣伝投資を行わず、当社グループが持つマーケティングノウハウ及び提供サービスの優位性によりクライアントの獲得を行ってまいりました。その結果、幅広い業種の企業に当社グループのサービスをご導入いただき、継続的な取引が実現できています。

しかしながら、事業のさらなる拡大を図るに当たり、当社グループのブランド及びサービスのより一層の認知の獲得が必要と考えており、広告宣伝及びプロモーション活動による認知度の向上を図ってまいります。

⑤ 知的財産管理体制の整備

第三者の著作権を含めた知的財産権に関して、当社グループはこれまで、調査可能な範囲で対応を行っております。

当社グループでは、知的財産権管理に関するガイドラインを作成し、引き続き、チェック体制の強化、知的財産権管理体制の整備に努めてまいります。なお、当社グループでは、過去において、他社の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはありません。

⑥ 情報セキュリティ体制の強化

当社グループは、インターネット上のビッグデータを収集し、分析を行い、顧客に提供しています。そのため、当該データに関する情報セキュリティ体制の強化が必要不可欠となっています。収集したデータの社内での機密性確保並びに漏洩防止の強化を行い、セキュリティ管理体制の構築、整備、運用に注力してまいります。

⑦ コンプライアンス及び内部管理体制の強化

当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためには、コンプライアンス及び内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのため、代表取締役社長を最高責任者とする「コンプライアンス委員会」を毎月開催しております。

具体的には、関連する法律や規制を遵守するための仕組みと企業文化の構築や維持に注力しており、法令違反や不正行為がもたらすリスクを特定、評価し、その軽減を図るリスク管理体制を整備しております。併せて、全社員を対象とするコンプライアンス教育を定期的の実施し、法令順守及びリスク管理に対する意識向上を図っております。

(10) 主要な事業内容 (2025年10月31日現在)

当社グループは、ビッグデータとAI・機械学習技術で、顧客のマーケティング課題をデータドリブンに解決し、ビジネスの成果創出を支援しています。主たる事業としては、マーケティング用調査・分析・運用ツール「Keywordmap」の開発・提供を行うソリューション事業、「Keywordmap」や社外のプロ人材を活用して、クライアントのマーケティング活動の利益最大化を支援するDXコンサルティングを提供するアナリティクス事業、M&A仲介事業を展開しております。

ソリューション事業では、「Keywordmap」を主軸に、マーケティングにおける調査、分析、運用を支援するソフトウェアの開発・販売を行っております。「Keywordmap」は、当社が保有する日本語キーワードのビッグデータに対し、自然言語処理、機械学習、深層学習技術および統計学を用いた解析・分析を行い、マーケティングに活用可能なデータとして提供することで、クライアントのデータドリブンなマーケティング活動を支援するプロダクトです。AI検索最適化 (GEO/LLMO) への対応を強化するため、「AI Overviews出現レポート機能」や「AIリライト機能」といった新機能の実装を進めています。

アナリティクス事業では、マーケティングビッグデータの解析を基盤としたDXコンサルティングを提供しております。当社のデータアナリストが「Keywordmap」が保有するビッグデータを中心に、多量かつ多様なデータを、定量的・客観的に調査・分析し、クライアントの市場における需要・供給の状況や、競合他社の戦略についての的確に把握することで、クライアントのデジタルマーケティングの戦略立案・施策実行・効果測定までを統一的にサポートしています。2025年6月には、生成AIプラットフォームの急速な普及と検索行動の変化を踏まえ、生成AI経由での集客・購買を最大化する「AI検索最適化 (GEO/LLMO) コンサルティングサービス」の提供を開始しました。

M&A仲介事業では、マーケティングテクノロジーを活用し、主に中堅・中小企業をメインターゲットとして、事業承継ニーズ、又は事業再編や「選択と集中」戦略により、自社の企業価値の向上を目的とした譲渡ニーズに対してM&Aの仲介サービスを提供しております。

(11) 主要な営業所並びに使用人の状況 (2025年10月31日現在)

① 主要な営業所

1. 当社

会社名	住所
株式会社CINC	東京都港区虎ノ門1丁目21番19号 東急虎ノ門ビル6階

2. 子会社

会社名	住所
株式会社CINC Capital	東京都港区虎ノ門1丁目21番19号 東急虎ノ門ビル6階

② 使用人の状況

1. 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末増減
ソリューション事業	23 [0]	—
アナリティクス事業	64 [17]	—
M&A仲介事業	9 [4]	—
全社 (共通)	18 [1]	—
合計	114 [22]	—

(注) 1. 従業員就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を [] 外数で記載しております。

2. 当社グループは、当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

2. 当社使用人の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105名	13名減	35.3歳	3年3か月

(注) 従業員就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を [] 外数で記載しております。

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社CINC Capital	10,000千円	100%	M&A仲介事業

(注) 2024年11月1日に株式会社CINC Capitalを設立したことにより、同社を連結子会社としております。

(13) 主要な借入先及び借入額（2025年10月31日現在）

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2025年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,863,426株 (自己株式 569,439株を除く)
- (3) 株主数 1,461名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
石松 友典	914,200	31.92
株式会社CZ	808,100	28.22
株式会社Tech Fabric	140,000	4.88
株式会社SBI証券	48,700	1.70
松田 周	47,400	1.65
櫻木 勝貴	44,500	1.55
渡辺 仁	43,710	1.52
吉川 直樹	35,600	1.24
JPモルガン証券株式会社	30,600	1.06
鈴木 智博	30,000	1.04

- (注) 1. 当社は、自己株式を569,439株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社CZは、当社代表取締役である石松友典が株式を保有する資産管理会社であります。
4. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対し職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年10月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石松友典	代表取締役社長	株式会社CINC Capital 代表取締役 株式会社CZ 代表取締役
山地竜太	常務取締役兼 マーケティング DX事業本部長	
雨越仁	取締役兼 経営管理本部長	株式会社CINC Capital 取締役
武井章敏	取締役	株式会社Interaction Pro 代表取締役 株式会社エグゼクティブ・ボード 取締役
外石正行	常勤監査役	合同会社Y'sぶらざ 代表社員 株式会社Cajon 社外監査役 株式会社CINC Capital 監査役
深野竜矢	監査役	ZeLo FAS株式会社 代表取締役 税理士法人ZeLo 代表社員 WAmazing株式会社 社外監査役 株式会社タイミー 社外監査役
木山二郎	監査役	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー

- (注) 1. 取締役武井章敏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役外石正行氏、深野竜矢氏、木山二郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役武井章敏氏、監査役外石正行氏、深野竜矢氏は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第436条の2に規定する独立役員であります。
 4. 深野竜矢氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 木山二郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 武井章敏氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 7. 外石正行氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 8. 深野竜矢氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 9. 木山二郎氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 10. 2025年1月29日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、取締役平大志朗氏及び社外取締役小塚裕史氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役武井章敏氏、監査役外石正行氏、深野竜矢氏及び木山二郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は2020年1月27日開催の定時株主総会（同株主総会終結時の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名）において、役員報酬総額を以下のとおり決議しております。

（株主総会決議内容）

取締役の報酬額 年額200,000千円以内

監査役の報酬額 年額20,000千円以内

各取締役の報酬等の額については、株主総会で決定した報酬等総額の限度内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に考慮して、取締役会にて決定しております。

当事業年度における各取締役の報酬等の額は、2025年1月29日開催の取締役会にて決議しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決定した報酬等総額の限度内において常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役の協議により決定しております。

区分	員数 (名)	報酬等の額(千円)			報酬等の総 額 (千円)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	6 (2)	71,670 (3,450)	—	—	71,670 (3,450)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	13,560 (13,560)	—	—	13,560 (13,560)
合計 (うち社外役員)	9 (5)	85,230 (17,010)	—	—	85,230 (17,010)

(注) 期末現在の人員は、取締役4名、監査役3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	武井章敏	2025年1月29日就任以降の当事業年度開催の取締役会に12回中12回（100%）出席しております。事業戦略、人事戦略、組織改革、人事マネジメントの専門家としての経験・見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また経営の監督とチェックを適宜行っております。
社外監査役	外石正行	当事業年度開催の取締役会には15回中15回（100%）、監査役会には14回中14回（100%）出席し、様々な会社の役員を歴任、その経歴で培った経営の専門家としての経験・見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また経営の監督とチェックを適宜行っております。
社外監査役	深野竜矢	当事業年度開催の取締役会には15回中15回（100%）、監査役会には14回中14回（100%）出席し、公認会計士として培われた財務及び会計に関する専門的な知識及び経験等から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また経営の監督とチェックを適宜行っております。
社外監査役	木山二郎	当事業年度開催の取締役会には15回中15回（100%）、監査役会には14回中14回（100%）出席し、弁護士として培われた専門的な知識及び経験等から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また経営の監督とチェックを適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、前年度の監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況及び報酬の前提となる見積りの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は2025年7月18日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

<内部統制システムに関する基本的な考え方>

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置付ける。

<内部統制システムの整備に関する基本的体制>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、「会社理念」「ビジョン」「ミッション」「Core Value」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行の意思決定をする。
- (3) 代表取締役社長は、「取締役会規程」に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、「取締役会規程」に従い職務を執行する。
- (4) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (5) 内部監査担当部門は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
- (6) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (7) 使用人に対し、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事業を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- (8) 経営管理本部は「内部通報規程」に則り内部通報制度の利用を促進し、法令違反又は「Core Value」を阻害するような問題の早期発見に努める。
- (9) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (10) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- (11) 社外取締役は、独立した第三者としての視点から、取締役会の議論・意思決定に対して客観的な意見を述べることで、経営の透明性・健全性を確保し、ガバナンス機能の実効性向上に寄与する。
- (12) 社外取締役は、定期的な取締役会への出席及び重要な社内会議への参加を通じて、取締役及び経営陣の職務執行を監督するとともに、企業価値の向上に資する提言を行う。
- (13) 重要な法令違反等に関しては、社外取締役にも迅速に情報共有を行い、適切な助言・監督を受ける体制を整備する。

2. グループ会社におけるガバナンス及び内部統制に関する体制

当社は、グループ経営の適正を確保するため、子会社に対して以下の体制を整備する。

- (1) 子会社の重要な業務執行・意思決定に関して、当社との事前協議又は報告を要する事項を定め、必要な関与を行う。
- (2) 子会社の経営陣に対する適切な人材配置及びガバナンス教育を実施し、グループの理念・方針に沿った経営を促進する。
- (3) 子会社に対して、当社の内部統制方針を適用し、法令遵守、反社会的勢力の排除、利益相反の管理、適正な情報開示等を徹底させる。
- (4) 当社の内部監査部門は、子会社に対しても監査を実施し、業務の適正性および内部統制の有効性を確認する。
- (5) 当社の監査役は、子会社の取締役や監査役から必要に応じて報告を受け、また必要と認める監査を実施する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- (2) 情報セキュリティについては、取締役及び従業員は「情報セキュリティ管理規程」を遵守し、会社保有情報等の適切な活用・保全・運用に努める。
- (3) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (4) 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」、「特定個人情報取扱規程」に基づき厳重に管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理本部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- (2) 全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会（委員長：代表取締役）を設置する。リスク管理委員会は、原則として年4回以上開催する。
- (3) 各担当部署は、「リスク管理規程」に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- (5) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を制定・施行し、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に

と定めるために必要な対応を行う。

- (6) 監査役及び内部監査担当部門は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役を適正な員数に保つ。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。
- (3) 経営幹部の合意形成の場として「幹部会」を設置する。
- (4) 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役社長以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- (5) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。
- (6) 社外取締役は、経営陣との適切な対話を通じて、企業戦略の妥当性やリスク対応の妥当性に対して積極的に意見を述べ、持続可能な成長に向けた意思決定を支援する。
- (7) 必要に応じて、社外取締役を中心とした諮問機関（例：指名・報酬委員会）を設置し、経営の公平性や説明責任を強化する。

6. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社の経営理念、ビジョン、ミッション、行動指針「Core Value」及び企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
- (2) 内部監査責任者は、当社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (2) 取締役会は、担当取締役に対し、当社全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、事業部はこれらを横断的に推進し、管理する。
- (3) 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (4) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (5) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。
- (6) 各部門は自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常モニタリング等を実施し、財務報告の

適正性の確保に努める。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- (2) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (3) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は、及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- (4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- (5) 経営管理本部長は、内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- (3) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士又は公認会計士等の外部専門家と連携を図る。
- (4) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

- (5) 監査役は、随時経理システム、ワークフローによる決裁、報告システム等あらゆる情報系のシステム内の情報を閲覧することができる。
- (6) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、外部監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (7) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- (8) 社外取締役と社外監査役との間でも、必要に応じて情報交換を行い、独立役員同士の連携により、経営監視機能の強化を図る。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力排除規程」に基づき行動する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について>

当社の取締役会は、社外取締役1名を選任しており、取締役会において発言し、監督機能を果たしております。第12期の取締役会は15回開催されております。

当社の監査役会は社外監査役3名を選任しており、それぞれ取締役会、監査役会において発言し、監査機能を果たしております。なお、第12期の監査役会は14回開催されております。

当社は不正や法令違反、会社や社会に損害を及ぼすおそれのある事実を発見するために内部通報制度として外部通報窓口を設置し、周知しております。第12期は重要な案件はありませんでした。

7. 剰余金の配当に関する基本方針に関する事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力の強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主へ利益還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率（持株比率を除く。）の表示については、四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,071,280	流動負債	290,682
現金及び預金	847,798	買掛金	62,530
売掛金	169,546	未払金	45,822
前払費用	34,334	未払費用	72,734
その他	20,224	未払法人税等	17,552
貸倒引当金	△623	未払消費税等	11,193
固定資産	308,831	前受金	31,242
有形固定資産	69,745	賞与引当金	35,778
建物	61,456	預り金	13,827
工具、器具及び備品	8,289	固定負債	33,671
無形固定資産	69,631	資産除去債務	33,671
ソフトウェア	58,153	負債合計	324,353
ソフトウェア仮勘定	11,478	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	169,454	株主資本	1,055,575
敷金及び保証金	111,894	資本金	10,031
繰延税金資産	48,464	資本剰余金	934,917
従業員に対する長期 貸付金	10,000	利益剰余金	461,112
貸倒引当金	△905	自己株式	△350,485
		新株予約権	182
		純資産合計	1,055,758
資産合計	1,380,111	負債・純資産合計	1,380,111

連結損益計算書

(自 2024年11月1日
至 2025年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,824,903
売上原価		666,810
売上総利益		1,158,092
販売費及び一般管理費		1,270,837
営業損失(△)		△112,744
営業外収益		
受取利息	1,612	
助成金収入	2,050	
ポイント収入	1,613	
償却債権取立益	1,090	
その他	699	7,066
営業外費用		
支払利息	44	
支払手数料	165	
貸倒引当金繰入額	856	
消費税差額	149	1,215
経常損失(△)		△106,893
特別利益		
固定資産除売却益	94	
新株予約権戻入益	0	95
特別損失		
固定資産除売却損	1,764	1,764
税金等調整前当期純損失(△)		△108,563
法人税、住民税及び事業税	31,700	
法人税等調整額	12,322	44,023
当期純損失(△)		△152,586
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△152,586

貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,028,290	流動負債	283,654
現金及び預金	810,929	買掛金	62,530
売掛金	169,612	未払金	42,561
前渡金	6,925	未払費用	69,171
前払費用	33,259	未払法人税等	17,372
未収入金	6,273	未払消費税等	11,193
1年内回収予定の関係 会社長期貸付金	200,000	前受金	31,638
その他	1,913	賞与引当金	35,778
貸倒引当金	△200,623	預り金	13,408
固定資産	348,402	固定負債	33,671
有形固定資産	69,745	資産除去債務	33,671
建物	61,456	負債合計	317,325
工具、器具及び備品	8,289	(純資産の部)	
無形固定資産	69,631	株主資本	1,059,184
ソフトウェア	58,153	資本金	10,031
ソフトウェア仮勘定	11,478	資本剰余金	934,917
投資その他の資産	209,025	資本準備金	467,474
関係会社株式	0	その他資本剰余金	467,443
関係会社長期貸付金	50,000	利益剰余金	464,720
従業員に対する長期 貸付金	10,000	その他利益剰余金	464,720
敷金及び保証金	111,894	繰越利益剰余金	464,720
繰延税金資産	52,073	自己株式	△350,485
貸倒引当金	△14,943	新株予約権	182
資産合計	1,376,692	純資産合計	1,059,366
		負債・純資産合計	1,376,692

損益計算書

(自 2024年11月1日
至 2025年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,830,950
売上原価		666,810
売上総利益		1,164,140
販売費及び一般管理費		1,054,419
営業利益		109,721
営業外収益		
受取利息	3,335	
助成金収入	2,050	
ポイント収入	1,613	
償却債権取立益	1,090	
その他	369	
		8,458
営業外費用		
支払利息	44	
支払手数料	165	
貸倒引当金繰入額	214,894	
消費税差額	149	
		215,253
経常損失(△)		△97,073
特別利益		
固定資産売却益	94	
新株予約権戻入益	0	
		95
特別損失		
関係会社株式評価損	9,999	
固定資産除売却損	1,764	
		11,764
税引前当期純損失(△)		△108,743
法人税、住民税及び事業税	31,520	
法人税等調整額	8,713	
		40,234
当期純損失(△)		△148,978

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月17日

株式会社C I N C
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 中里 直記
業務執行社員
指定社員 公認会計士 大島 充史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C I N Cの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C I N C及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月17日

株式会社C I N C
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 中里 直記
業務執行社員
指定社員 公認会計士 大島 充史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C I N Cの2024年11月1日から2025年10月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月17日

株式会社C I N C 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

外 石 正 行 印

監 査 役（社外監査役）

深 野 竜 矢 印

監 査 役（社外監査役）

木 山 二 郎 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役3名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

再任

いしまつ ゆうすけ

石松 友典 (1980年5月13日生)

■所有する当社の株式数 1,722,300株

■略歴並びに当社における地位及び担当

2004年4月 株式会社エキスパートスタッフ 入社
2005年10月 ソシエテジェネラル証券株式会社 入社
2007年10月 JPモルガン証券株式会社 入社
2009年4月 スタンダードチャータード銀行 入行
2009年10月 フィート株式会社 設立 代表取締役就任
2012年1月 株式会社Speee 入社
2014年4月 当社 設立 代表取締役社長（現任）
2019年10月 株式会社CZ 設立 代表取締役（現任）
2024年11月 株式会社CINC Capital 代表取締役（現任）

■重要な兼職の状況

株式会社CINC Capital 代表取締役
株式会社CZ 代表取締役

■取締役候補者とした理由

石松友典氏は、当社の創業から代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社経営における豊富な経験と高いリーダーシップを有しております。また、マーケティングの知見だけでなく、当該業界全体を俯瞰した大所高所の視点を持ち、現に当社の持続的な成長を牽引する原動力として、企業価値最大化のための経営戦略を推進し貢献しました。その経験と実績を踏まえ、引き続き当社取締役として当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号2

再任

やま じ りょうた

山地 竜太 (1987年5月24日生)

■所有する当社の株式数 62,460株

■略歴並びに当社における地位及び担当

2010年4月 株式会社テンポスバスターズ 入社
2013年6月 カンボジアにて複数事業の立上げ・運営に参画
2015年11月 当社 入社
2018年4月 当社 アナリティクス事業本部長
2023年1月 当社 取締役
2023年11月 当社 取締役兼マーケティングDX事業本部長
2025年1月 当社 常務取締役兼マーケティングDX事業本部長 (現任)

■重要な兼職の状況

なし

■取締役候補者とした理由

山地竜太氏は、マーケティングDX事業本部長として、コンサルティング及び事業戦略全般について豊富な経験と高いリーダーシップを有しており、現在も事業戦略を統括することで、当社の持続的成長に貢献しております。その経験と実績を踏まえ、引き続き当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号3

再任

たけい あきとし

取締役在任年数： 1年（本総会終結時）

武井 章敏（1968年2月19日生）

■所有する当社の株式数 一 株

■略歴並びに当社における地位及び担当

1991年4月 マツダ株式会社 入社
2003年6月 Apple Japan 入社
2006年6月 株式会社ファーストリテイリング 入社
2010年4月 株式会社東京スター銀行 入行
2012年4月 アクセンチュア株式会社 入社 執行役員人事本部長
2020年10月 株式会社Interaction Pro 創業 代表取締役（現任）
2021年3月 株式会社エグゼクティブ・ボード 取締役（現任）
2025年1月 当社 社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

株式会社Interaction Pro 代表取締役
株式会社エグゼクティブ・ボード 取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待されている役割

武井章敏氏は、事業戦略、人事戦略、組織変革、人材マネジメントなどの分野において、立案と実行支援の経験を有するなど、事業会社及びコンサルティング業界での豊富な業務執行経験を有しております。また、会社経営者として企業経営に深く関与しております。これらの高い見識と豊富な経験を踏まえ、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 石松友典氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
3. 武井章敏氏は社外取締役候補者であります。武井氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、武井氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は武井章敏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案をご承認いただいた場合、武井氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を補填することとしております。各候補者が取締役を選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他の内容は前記事業報告16頁「4 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。
6. 石松友典氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社CZが保有する株式数を含んでおります。
7. 山地竜太氏の所有株式数には、2025年11月にストックオプションを行使した株式数を含んでおります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門一丁目21-19

東急虎ノ門ビル6F

当社 会議室



(ご注意) ※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますよう、
お願い申し上げます。

※ サポートが必要な場合は、当日会場スタッフへお声がけください。

交通 東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅
東京メトロ銀座線 虎ノ門駅
A2・B2出口 徒歩1分

電子提供措置の開始日 2026年1月7日

**第12回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日
至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	10,000	934,886	613,698	△43,826	1,514,758	183	1,514,942
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	31	31			62		62
親会社株主に帰属する 当期純損失			△152,586		△152,586		△152,586
自己株式の取得				△306,658	△306,658		△306,658
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						△1	△1
当期変動額合計	31	31	△152,586	△306,658	△459,182	△1	△459,184
当期末残高	10,031	934,917	461,112	△350,485	1,055,575	182	1,055,758

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社CINC Capital

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結範囲の変更

当連結会計年度において、新設分割により株式会社CINC Capitalを設立したため、連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループと顧客との契約から生じる主な収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① ソフトウェア利用サービスの提供による収益

当社グループではデジタルマーケティングの調査・分析・運用ツール「Keywordmap」の提供を行うことを履行義務として識別しております。契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

② コンサルティングサービスの提供による収益

クライアントのビジネス目標に応じて、施策の提案、代行、効果測定、改善まで全プロセスをサポートするマーケティングコンサルティングサービスの提供を行うことを履行義務として識別しております。サービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

③ コンテンツ制作提供による収益

コンテンツ制作による収益は、記事、コンテンツ構成案、画像、動画等を引渡すことを履行義務として識別しております。クライアントによる納品物の検収がなされた時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

④ エキスパートソーシング売上

フリーランスの人材をクライアントに紹介するサービスであり、サービスの提供期間内の各種サポートを履行義務として識別しております。サービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

また、当取引は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していないこと等により、代理人取引に該当します。そのため、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

⑤ M&A仲介事業

アドバイザー契約に目的に基づいて業務を完了させる義務を負っております。

・ 中間報酬

譲渡企業と買収企業の間で基本合意（独占交渉権の付与等を含む）がなされた時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

・ 成約報酬

譲渡企業と買収企業の間で株式譲渡、事業譲渡等の最終契約が締結された時点で履行義務を充足しておりますが、締結された株式譲渡等の最終契約に基づく、譲渡対象物（株式等）の引渡し等が実行されたクロージング時点で、当社グループと顧客の間で締結した契約に定める履行義務が充足したと判断し、収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	69,745千円
無形固定資産	69,631千円
減損損失	一千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、減損損失の算定にあたり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

資産又は資産グループに減損の兆候を示す事象がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するか否かの判定を行っております。減損の兆候を示す事象とは、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や経営環境の著しい悪化を把握した場合等であります。

減損の兆候を把握した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。なお、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについては事業計画を基礎としており主要な仮定は売上成長率等であります。割引前将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性を伴うことから、事業計画どおりに推移しなかった場合には翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 48,464千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について、繰延税金資産を計上することとしております。課税所得の見積りについては、事業計画を基礎としており、主要な仮定は売上成長率等であります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当連結会計年度において、建物賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務の一部について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。

この見積りの変更により、資産除去債務残高が6,332千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 35,879千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	3,431,680株	1,185株	一株	3,432,865株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加1,185株は、新株予約権の行使によるものです。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 168,735株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産のみを保有し、有価証券投資は行っておりません。売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算

定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	111,894	74,063	△37,831
資産計	111,894	74,063	△37,831

※1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	5年超
現金及び預金	847,798	—	—	—	—
売掛金	169,546	—	—	—	—
敷金及び保証金	—	1,142	—	—	110,752
合計	1,017,344	1,142	—	—	110,752

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	74,063	－	74,063
資産計	－	74,063	－	74,063

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債利回り等の適切な指標を用いて割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ソリューション 事業	アナリティクス 事業	M&A仲介 事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	13,433	259,885	－	273,318
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	749,959	801,624	－	1,551,584
顧客との契約から生じる収益	763,393	1,061,510	－	1,824,903
外部顧客への売上高	763,393	1,061,510	－	1,824,903

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 5.会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権	186,391	169,546
契約負債	22,782	31,242

契約負債は、それぞれのサービスにおける契約に基づき、顧客から受け取った前受金に関するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、22,782千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	368円64銭
1株当たり当期純損失(△)	△49円93銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他注記)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日
至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	10,000	467,443	467,443	934,886	613,698	613,698	△43,826	1,514,758	183	1,514,942
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権 の行使)	31	31		31				62		62
当期純損失					△148,978	△148,978		△148,978		△148,978
自己株式 の取得							△306,658	△306,658		△306,658
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)									△1	△1
当期変動額合計	31	31	-	31	△148,978	△148,978	△306,658	△455,573	△1	△455,575
当期末残高	10,031	467,474	467,443	934,917	464,720	464,720	△350,485	1,059,184	182	1,059,366

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる主な収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) ソフトウェア利用サービスの提供による収益

当社ではデジタルマーケティングの調査・分析・運用ツール「Keywordmap」の提供を行うことを履行義務として識別しております。契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(2) コンサルティングサービスの提供による収益

クライアントのビジネス目標に応じて、施策の提案、代行、効果測定、改善まで全フローをサポートするマーケティングコンサルティングサービスの提供を行うことを履行義務として識別しております。サービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(3) コンテンツ制作提供による収益

コンテンツ制作による収益は、記事、コンテンツ構成案、画像、動画等を引渡すことを履行義務として識別しております。クライアントによる納品物の検収がなされた時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(4) エキスパートソーシング売上

フリーランスの人材をクライアントに紹介するサービスであり、サービスの提供期間内の各種サポートを履行義務として識別しております。サービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

また、当取引は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していないこと等により、代理人取引に該当します。そのため、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	69,745千円
無形固定資産	69,631千円
減損損失	一千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「(会計上の見積りに関する注記) 1. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	52,073千円
--------	----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「(会計上の見積りに関する注記) 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当事業年度において、建物賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務の一部について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。

この見積りの変更により、資産除去債務残高が6,332千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	35,879千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)	
関係会社に対する短期金銭債権	6,406千円
関係会社に対する短期金銭債務	396千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額	
営業取引 (収入分)	63,222千円
営業取引以外の取引 (収入分)	1,849千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
自己株式	60,039株	509,400株	－株	569,439株

(注)普通株式の自己株式数の増加509,400株は、2025年3月18日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月19日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToStNet-3) により買付けを行い、2025年3月19日付で自己株式を取得したことによるものです。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	40,601 千円
賞与引当金	12,392 //
資産除去債務	11,929 //
未払事業税	1,602 //
会社分割に伴う承継法人株式	3,696 //
貸倒引当金	76,154 //
関係会社株式評価損	3,543 //
その他	4,129 //
繰延税金資産小計	154,050 //
評価性引当額	△91,627 //
繰延税金資産合計	62,423 //

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△10,349 千円
繰延税金負債合計	△10,349 //
繰延税金資産の純額	52,073 //

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社CINC Capital	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	250,000	1年内回収予定の 関係会社長期貸 付金(注2)	200,000
				利息の受取 (注1)		1,849	関係会社長期貸 付金(注2)
						未収利息	1,849

(注) 1.資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2.1年内回収予定の関係会社長期貸付金及び関係会社長期貸付金に対し、214,037千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において214,037千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

役員及び個人主要株主

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)	平 大志朗	—	—	自己株式の取得(注1)	195,650	—	—
主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社	株式会社Tech Fabric(注2)	(被所有)直接 4.88	—	自己株式の取得(注1)	111,008	—	—

(注) 1.自己株式の取得については、2025年3月18日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月19日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToStNet-3) により取得しており、取引価格は2025年3月18日の終値602円で取引を行っております。当該取引の結果、平 大志朗氏及び株式会社Tech Fabricは当社の主要株主ではなくなりました。

2.株式会社平企画は2025年4月23日付で株式会社Tech Fabricに社名変更しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	369円90銭
1株当たり当期純損失(△)	△48円75銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他注記)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。